

特別なことと捉えるのではなく、誰もが持つ個性として捉え、障がいの有無にかかわらず互いに支え合う組織風土の醸成を引き続き目指すことを新たに記載しています。

市長 意見等なければ、案のとおり決定します。続いて、審議事項4「狛江市職員の働き方改革推進プランロードマップ（案）について」の説明をお願いします。

部長 3月23日の庁議の計画案からの変更点を説明します。冒頭のキャッチコピーについては、いただいた意見のもと検討し、働き方改革推進プランに記載してあるキャッチコピーと揃え、「ここが未来への入口」としました。I. ロードマップにより実現する将来像について、基本的考え方との表記を追加しました。また、市民から見た場合どのように感じるかとの意見により、「一歩でも仕事が楽になる」との表記については、「職員が今より幸せになる」と表現方法を変更しました。働き方改革は職員のためですが、当然市民サービスの向上につながる、またつなげるべきものと捉えています。そのほか、基本的な考え方として、4. 働き方改革は、全ての部署が対象、誰かがやってくれるのではなく、自分がやってみるとの記載を追記し、人任せにしない、一人ひとりが自分ごととして取り組んでもらうための視点を追記しました。更に、システムの導入については、効率化のみでなく、例えば市民に直接入力してもらうことで、行政側の転記ミスがなくなる、ヒューマンエラーが減少する等、正確性等が増すと視点もあることから、正確性及び効率性の向上のためのシステムの導入とし、また、事業7デジタル環境の整備に、庁用ネットワーク基盤の増強について追記しました。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。続いて、審議事項5「東日本大震災による被災者に対する証明書手数料の免除措置期間の延長について（案）」、審議事項6「東日本大震災による避難者に対する下水道使用料の減免措置期間の延長について（案）」、審議事項7「東日本大震災による避難者に対する廃棄物処理手数料の減免措置期間の延長について（案）」は、まとめて説明をお願いします。

部長 東日本大震災の被災者を対象に、証明書等の発行手数料の免除を、市内への避難者及び避難者が同居している世帯を対象に、1箇月当たり15㎡までの下水道使用料の減免、家庭用ごみ指定収集袋の交付、粗大ごみ処理手数料の免除を令和4年3月31日まで行っています。引き続き被災された方の生活再建の一助となるよう、それぞれの期間を令和5年3月31日まで延長することについて審議をお願いします。

なお、現時点での対象世帯数については、8世帯17名となっています。

市長 意見等なければ、案のとおり決定します。

次に、報告事項1「狛江市未来戦略会議デザインノートの作成について」を報告してください。

部長 令和3年度の未来戦略会議については、令和3年11月に、各部の係長職及び主任職を中心とした職員10名によって起ち上げて以降、全6回の全体ミーティングを開催し、令和3年度の成果物として、「多摩川周辺エリア・未来デザインノート」を取りまとめました。

今回の未来戦略会議は、テーマが「多摩川周辺の地域資源の利活用による狛江市の長期戦略」であったことから、この分野の有識者として、景観デザインが専門で、都内では町田市や八王子市の景観行政にも携わる、国士舘大学の二井昭佳教授に会議のアドバイザーをお願いし、また二井研究室の大学院生や民間企業の方にもミーティングに参加いただきながら、会議リーダーを中心に取りまとめを行ってきました。

内容については、「狛江で憩う。ふらっと行こう。『まち』と『かわ』が一体となった、多摩川周辺エリアの空間リノベーション」をキャッチコピーとして、その下に、3つのコンセプトとして、1つ目の「身近な自然にふれあい、遊び心がくすぐられる空間に」については、多摩川の河川部分に着目して、日常のアクティビティや運動等を通じて身近な自然にふれあうことについて、2つ目の「人と人がつながり、にぎわいが生まれる、わくわくする空間に」については、和泉多摩川商店街やぼかぼか広場、今後施工予定のぼかぼか広場から天端に抜ける緑道等、河川区域とその周辺も含めたエリアにおけるにぎわいやコミュニティの創出について、3つ目の「四季折々の街並みを感じ、のんびり歩きたくなる道に」については、この1つ目と2つ目をつなぐ線的なネットワークとしての道や、文化・歴史遺産等の地域資源、自然エネルギーによる次世代モビリティ等について、それぞれ記載しています。

令和4年度も、引き続き現行のメンバーにて議論を進め、全体コンセプトを、具体的なエリアに落とし込むこととしています。また、未来戦略会議以外の部分についても、令和4年度から、環境部にて進めていく「かわまちづくり」とも、逐次情報を共有しながら、連動していきます。

市長 本件について、質問等ありますか。

部長 現在、都市建設部において、小段道路の有効活用について、将来的に次世代モビリティの実証実験ができるよう検討を進めていますので、連携していければと思います。

市長 各部においても、必要な連携があれば進めてください。続いて、報告事項2「狛江市情報セキュリティポリシーの改正等について」を報告してください。

部長 総務省における地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関する

るガイドラインの改定されたこと及びコロナ禍における新たな対応課題が発生したことから、狛江市情報セキュリティ基本方針及び狛江市情報セキュリティ対策基準からなる狛江市情報セキュリティポリシーを改正しました。改正に当たっては、国のガイドラインの改定に基づく内容を反映するとともに、情報セキュリティサイクルに基づく評価を実施した上で、狛江市行政情報化推進委員会の審議を経て、内容の補足や文言の整理、緊急時対応計画の策定の明記等、見直しています。なお、関連して、新たに情報セキュリティインシデントにおける緊急時対応計画、外部サービス利用基準、狛江市パソコン等の外部持ち出しに関する要綱、狛江市在宅勤務に係る私的パソコン等の取扱いに関する要綱、Web 会議サービス運用マニュアルを定めています。

市長 続いて、報告事項3「令和4年度狛江市による障がい者就労施設等からの物品等の調達方針について」を報告してください。

部長 令和3年度に引き続き、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条の規定に基づき、令和4年度狛江市による障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を策定しました。

障がい者施設等からの物品等の調達については、令和3年度は、コロナ禍の影響による受注業務やイベント等への販売機会の減少、また、各施設等においても閉鎖期間が多くなるといった状況でしたが、12月の障がい者週間では、4月からの本格販売に向けた新商品のお試し販売や、各課への直接販売を提案するとともに、担当課の協力のもと、障がい者就労施設等の封入封緘業務委託の内容拡充を行う等、物品等の調達の推進に取り組んだところです。令和4年度においても、令和3年度の調達方針を引き継ぎ、市内障がい者団体側と連携しながら物品等の調達に取り組んでいきます。各課においても、更なる物品等の調達の推進が図られるよう、積極的な発注に協力をお願いします。

市長 続いて、報告事項4「緊急時避難場所施設利用に関する協定の締結について」を報告してください。

部長 本件は、風水害時に、東京都が調布市内に保有する施設の一部を、緊急時避難場所として利用することについて、調布市、三鷹市、府中市、狛江市及び東京都との間で協定を締結するものです。対象とする災害は、洪水及び内水氾濫で、使用する施設は、武蔵野の森スポーツプラザのサブアリーナの一般駐車場及び東京都調布庁舎の多目的室で、屋内の床面積は合計で1,985㎡、駐車台数は最大で134台となります。災害時の利用に際する要請については、4市を代表して調布市が東京都と調整することとされ、詳細は別途共通の運用マニュアルを定めるとされています。狛江市のハザードマップには表示せず、運用開始の都度、市ホームページやSNS等で周知します。協定の

締結日は、令和4年3月31日付けを予定ですが、調布市における報告に合わせ、締結前ではありますが、本日報告します。

市長 続いて、報告事項5「令和3年度狛江市プレミアム付商品券事業の実績報告について」を報告してください。

部長 商品券の販売については、8月の一次販売から12月の三次販売まで実施しました。紙商品券については、ひとり親世帯向け及び非課税世帯向けの配付事業等を合わせ48,881冊、販売額はプレミアム分を含め、2億4,440万5,000円となり、このうち換金済額は2億3,866万500円、使用率97.65%となっています。換金されなかった額は574万4,500円で、500円券の枚数で1万1,489枚となっています。この分について、未使用か未換金かは判別できていません。

次に、デジタル商品券については、42,079口、販売額は2億7,351万3,500円となり、このうち換金済額は2億7,298万2,786円、使用率99.81%となっています。換金されなかった額は53万714円で、購入者の未使用によるものです。紙商品券とデジタル商品券の合計は5億1,164万3,286円、使用率は98.79%となり、令和2年度の紙商品券のみで行った同事業の使用率97.97%から0.82%増となっています。

続いて、本事業の分析結果です。購入者の年齢層について、デジタル商品券では40歳代が最も多く全体の23.1%、続いて50歳代の21.4%、60歳代の9.8%となり、男女比は男性が33.6%、女性が49%となっています。次に使用された店舗については、紙商品券・デジタル商品券共に小売業、飲食業及びサービス業の店舗の使用率が高くなっています。小売業では大型店であるスーパー、全国チェーン展開しているドラッグストア及び飲食店での使用率が高い傾向があります。個人商店については、酒屋、洋菓子店及びガソリンスタンド等での使用が多くなっており、いずれも日用品の購入等を目的として使用されている傾向があります。使用地域については、市域の中央地区での使用が多くなっていますが、登録店舗が中央地区に集まっていることが要因と考えられます。課題としては、購入した年齢層において、20歳代以下の若者世代や70歳代以上の高齢者の購入者割合が5%未満であったことから、幅広い世代にどのように浸透させていくか、また、使用店舗について大型店やチェーン展開している小売業及び飲食店等に偏っていることから、店舗使用割合の是正の検討等があげられ、今後解決策等を検討していきます。

市長 その他ありますか。

部長 道路交通法施行規則改正による運転前後の酒気帯び等確認の義務化についてです。令和4年4月1日より、道路交通法施行規則が一部改正され、飲酒運転を防止することを目的とした事業所等への運転前後の酒気帯び確認

が義務化されます。これに伴い、安全運転管理者には、酒気帯び等の有無を運転者に対して目視等により確認すること、また確認した内容を記録し、1年間保存することが義務付けられます。庁用車の管理責任者は、各所有の庁用車を使用させる場合には、運転前後に、必ず酒気帯びでないことを目視等により確認をお願いします。運転前後とは、必ずしも運転の直前直後である必要はなく、運転を含む業務の開始前や出勤時及び終了時・退勤時でも構いませんので、徹底をお願いします。

また、運転者においては、必ず庁用車の管理責任者に確認を依頼し、確認結果を運転日報に記載するようお願いいたします。違反した場合には、罰則等もありますので、徹底をお願いします。なお、運転日報の様式は現在改正中のため、改正後のものは改めてお知らせします。最後になりますが、安全運転はもちろんのこと、運転日報については必ず記載漏れ等不備がないようにし、自動車の整備・点検も行い、安全な運行に努めていただくよう改めてお願いします。

また、令和4年10月からはアルコールチェッカーによる検査が必要になりますので、今後お知らせします。

市 長 確認を怠った場合等の管理者責任等についても確認してください。
他にありますか。

部 長 三井住友銀行による納付書業務の辞退の申出についてです。株式会社三井住友銀行より、狛江市の納付書による公金収納の取扱いについて、令和5年度より1件当たり220円の手数料を負担するよう依頼があり、これに応じられない場合は令和5年度以降、公金収納の取扱いについて辞退する旨の申出がありました。本件については、金額が高額であること、また、特定の金融機関のみに手数料を支払うことは公平性に欠けること等から、手数料を負担せず、取扱辞退の申出を了承することとしました。このことにより、令和3年度から納付書の扱いを廃止している三菱UFJ銀行と同様、令和5年度より、全国の三井住友銀行の窓口において、狛江市の納付書での支払ができなくなります。

市 長 なお、口座振替については、これまでどおりの取扱いとなります。
市役所内部及び外部についても、周知徹底をお願いします。
他にありますか。

部 長 新型コロナワクチン集団接種会場（上和泉地域センター）の終了についてです。3月26日をもちまして、上和泉地域センター会場が無事終了となりました。

また、12～17歳の追加接種が国の専門部会において承認されたことを受け、令和3年12月までに接種を終了した12歳以上の接種券を、4月1日発

送、5日到着のスケジュールで準備を進めていますので、お知らせします。

なお、12～17歳の接種に用いることができるワクチンは、現時点ではファイザー社製のみとなっています。また個別接種についても、内科医院で実施していただくよう調整中です。

市長 4回目接種についても、国から通知が来ています。3回目接種からの間隔については審議中ということですので、詳細が決まり次第報告してください。
他にありますか。

部長 調3・4・2号線周辺地区まちづくりニュースの作成及び配布についてです。調3・4・2号線周辺地区においては、令和2年度に行ったアンケート結果の内容を踏まえて、まちづくり計画案を検討しました。この度、アンケート結果やまちづくり計画案を周知するため、まちづくりニュースを作成し、3月2日に地区内権利者等に配布、地区外権利者には3月8日発送しています。

市長 他にありますか。

部長 岩戸北三丁目・四丁目周辺地区まちづくりニュースの作成及び配布についてです。岩戸北三丁目・四丁目周辺地区においては、令和3年11月7日、8日にまちづくり懇談会を開催し、併せて素案への意見を11月7日から12月28日まで募集しました。この度、まちづくり懇談会及び素案への意見に対する市の見解を取りまとめたことから、まちづくりニュースを作成し、3月23日、24日に地区内権利者等に配布、地区外権利者には23日に発送しています。

市長 他にありますか。

部長 4階執務室のフリーアドレス化についてです。3月28日より4階執務室の一部を改修し、フリーアドレスとしています。運用についても、課題を抽出しながら調整していきます。

市長 外部職場に向けても、職員課の執務スペース等周知をしてください。

他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、4月5日午前9時00分から開催します。